

地域日本語教育の推進に関する 基本的な方針について

Vivaおかざき!! 代表 長尾 晴香



【1】日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号) 概要 (1/2)

目的(第一条関係)

(背景) 日本語教育の推進は、

- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
- ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である



そこで、定義以下について定めることにより、

(目的) 多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

定義 (第二条関係)

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動(外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。)をいう。

基本理念(第三条関係)

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた**日本語教育を受ける機会の最大限の確保**
- ②日本語教育の水準の維持向上
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の**関連施策等との有機的な連携**
- ④国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、**諸外国との交流等を促進**
- ⑥日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮
- ⑦幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮

国の責務等(第四条-第九条関係)

・国の青務

・地方公共団体の責務

・連携の強化

- ・法制上、財政上の措置等
- ・事業主の責務
- ・資料の作成及び公表

基本方針等(第十条・第十一条関係)

- ・文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める。
- ・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号) 概要 (2/2)

基本的施策 (第十二条-第二十六条関係)

国内における日本語教育の機会の拡充

- ・外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育
- ・外国人留学生等に対する日本語教育
- ・外国人等の被用者等に対する日本語教育
- ・難民に対する日本語教育
- ・地域における日本語教育
- ・日本語教育についての国民の理解と関心の増進

日本語教育の水準の維持向上等

- ・日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上(20条)
- ・日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等(21条)
- ・教育課程の編成に係る指針の策定等(22条)
- ・日本語能力の適切な評価方法の開発(23条)

海外における日本語教育の機会の拡充

- ・海外における外国人等に対する日本語教育
- ・在留邦人の子等に対する日本語教育

日本語教育に関する調査研究等

- ・日本語教育の実態、効果的な日本語教育の方法等に係る 調査研究等
- ・外国人等のための日本語教育に関する情報の提供等

地方公共団体の施策

・地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に 応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

日本語教育推進会議等(第二十七条・第二十八条関係)

- ・政府は、関係行政機関相互の調整を行うため、日本語教育推進会議を設ける。
- ・関係行政機関は、日本語教育推進関係者会議を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
- ・地方公共団体に、地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、 合議制の機関を置くことができる。

検討事項 (附則第二条関係)

国は、以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を 講ずるものとする。

- 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
- 二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
- 三 日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方
- 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針【概要】

- 〇 日本語教育を推進するため、**令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」(令和元年法律第48** 号)**が公布・施行**。
- 同法第10条の規定により、**日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な** 方針として、本方針を策定(令和 2 年 6 月23日閣議決定)。

第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

- 1 日本語教育推進の目的
 - 共生社会の実現, 諸外国との交流, 友好関係の維持・発展に寄与
- 2 国及び地方公共団体の責務
 - ○国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施、必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。
 - ○地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。
- 3 事業主の責務
 - 国・地方公共団体の日本語教育推進施策に協力、<u>外国人等とその家族に対する日本語学習機会の提供等の</u> <u>支援に努める</u>。
- 4 関係省庁・関係機関間の連携強化

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

- 1 日本語教育の機会の拡充
- (1) 国内における日本語教育の機会の拡充

<u>幼児・児童・生徒等</u>,留学生,被用者等,難民に対する日本語教育,地域日本語教育

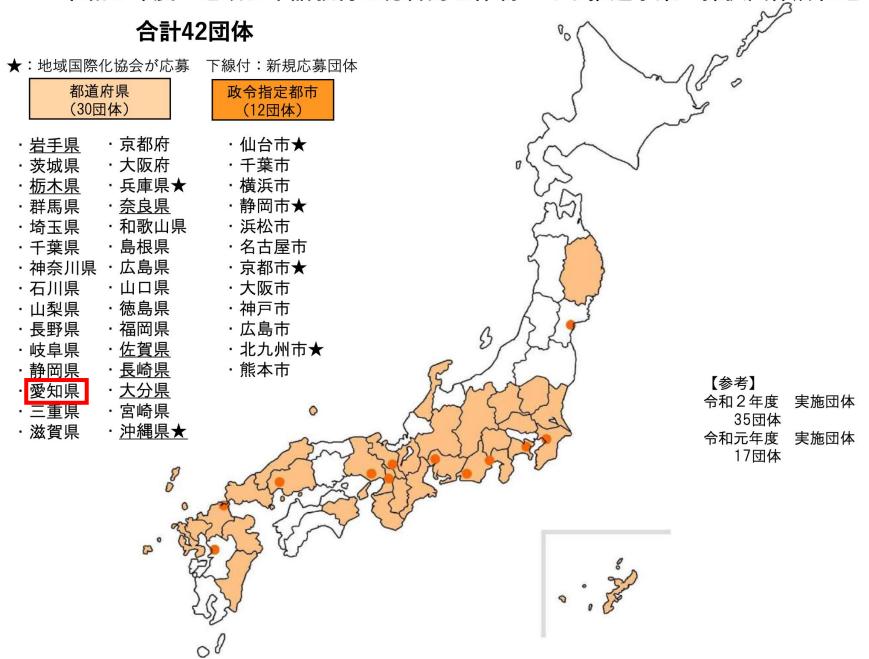
(日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づいた改善,日本語指導補助者・母語支援員の養成・活用,就学状況の把握・指針策定等による就学機会の確保,留学生の国内就職のための日本語教育等,教材開発や研修等による専門分野の日本語習得支援,地域日本語教育の体制づくり支援,自習可能な日本語学習教材(ICT教材)の開発・提供等)

(2) 海外における日本語教育の充実

外国人等に対する日本語教育、海外在留邦人・移住者の子等に対する日本語教育

(日本語教育専門家等の派遣,教材開発・提供,海外の日本語教育機関への支援,海外在留邦人の子等に対する日本語教育の実態把握と支援,在外教育施設への教師派遣等)

令和3年度 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 採択団体所在地



外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和3年度改訂)の概要

※出入国在留管理庁ウェブサイト掲載情報を基に、文化庁において独自に作成したもの。

令 和 3 年 6 月 1 5 日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会

□我が国に在留する外国人は令和2年末で289万人。外国人労働者は令和2年10月末で172万人(過去最高)。

□現下の新型コロナウイルス感染症への対応を適切に行いつつ、受け入れた外国人材に対する受入れ環境を更に充実させる等の 観点から策定(197施策)。

□今後も政府一丸となって、関連施策を着実に実施するとともに、総合的対応策の充実を図る。

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

(1)国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり

(2)啓発活動等の実施

円滑なコミュニケーション・情報収集のための支援

- (1)行政・生活情報の多言語・やさしい日本語化、相談体制の整備
- (2)日本語教育の充実(円滑なコミュニケーションの実現)

|ラ イ フ ス テ ー ジ ・ 生 活 シ ー ン に 応 じ た 支 援 |

(1)地域における多文化共生の取組の促進・支援

(2)生活サービス環境の改善等

(3)外国人の子供に係る対策

(4)留学生の就職等の支援

(5)適正な労働環境等の確保

(6)社会保険への加入促進等

非常時における外国人向けのセーフティネット・支援等

- (1)災害時等の非常時における情報発信・支援
- (2)新型コロナウイルス感染予防・円滑なワクチン接種支援等

外国人材の円滑かつ適正な受入れ

- (1)特定技能外国人のマッチング支援策等
- (2)特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等
- (3)悪質な仲介事業者等の排除

(4)海外における日本語教育基盤の充実等

| 共生社会の基盤としての在留管理体制の構築|

(1)在留資格手続の円滑化・迅速化

(2)在留管理基盤の強化

(3)留学生の在籍管理の徹底

(4)技能実習制度の更なる適正化

(5)不法滞在者等への対策強化

文化庁 令和3年度 都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修 市町村との連携を意識した日本語教育の総合的な体制づくりの展開

次 第

日時: 令和3年11月11日(木)

13:00~17:15

開催方法:オンライン

- 1. 開会
- 2. 日本語教育に関する施策説明(出入国在留管理庁・総務省・文化庁・文部科学省)
- 3. 日本語教育小委員会における審議状況報告(文化庁)
- 4. 基調講演

「外国人受入れ・共生を念頭においた日本語教育の展開のために」 池上 重弘 氏(静岡文化芸術大学 教授)

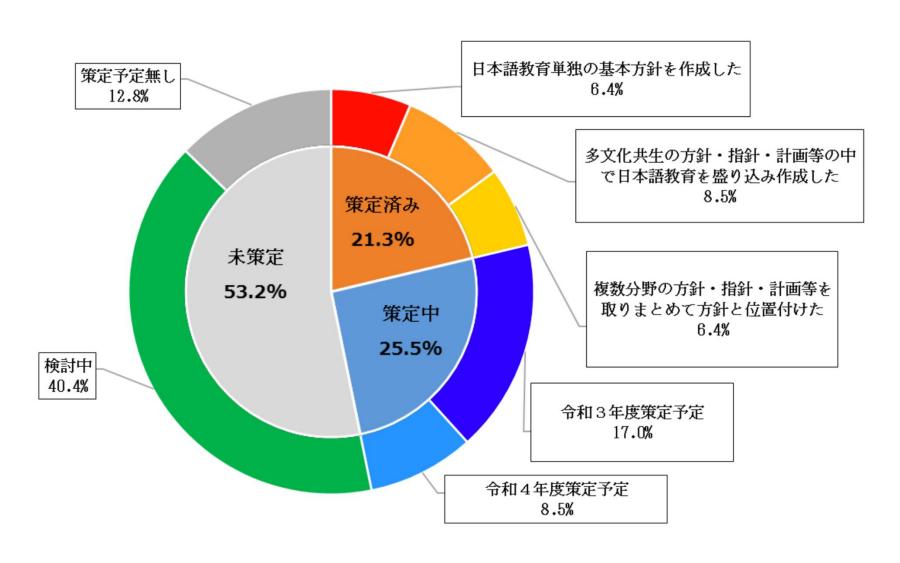
- 5. 実践報告
 - (1) 「「日本語教育の推進に関する法律」に基づく基本方針から体制づくりへ」 廣田 通規 氏(埼玉県県民生活部国際課 副課長)
 - (2)「市町村と連携した日本語教育モデル展開と自立を目指して」 和田 路也 氏(静岡県くらし・環境部 県民生活局多文化共生課 班長) 前田 美咲 氏(袋井市総務部国際課 主幹兼地域共生係長)
 - (3)「空白地域解消を目的とした日本語教育機関と連携する体制づくり」 早野 浩晃 氏(山梨県知事政策局国際戦略グループ 主任)

古屋 玲子 氏(総括コーディネーター・学校法人ユニタス日本語学校 教務)

山田 惠子 氏(笛吹市市民環境部市民活動支援課 主幹)

◆都道府県の基本的な方針の策定の状況と予定について

(文化庁「令和3年度 日本語教育の推進に関する法律に基づく都道府県の基本的な方針の策定等の現況調査結果)



事例1:埼玉県「埼玉県日本語教育の推進に関する基本的な方針」

【概要】

玉

令和元年6月

日本語教育の推進に 関する法律の公布・施行

令和2年6月

日本語教育の推進に関する 施策を総合的かつ効果的に 推進するための基本的な 方針策定



令和3年7月

埼玉県日本語教育の推進に関する基本的な方針の策定

<埼玉県日本語教育推進会議委員>

学識経験を有する者		2名	
外国人住民		2名	
日本語教育の推進に係わる活動を行っている者			
	NGO団体代表	2名	
	外国人を多く雇用する企業の社長	1名	
	日本語講師	1名	
行政機関職員		1名	

委員の任期:令和2年7月1日~令和3年3月31日

審議事項:

埼玉県日本語教育の推進に関する基本的な方針に関すること その他日本語教育推進に関し必要な事項

<第1回>

【開催日】令和2年7月28日(火) 【議題】現状報告、策定方針骨子案等 〈第2回〉

【開催日】令和2年11月24日(火) 【議題】基本方針最終案提示

<埼玉県日本語教育推進会議での主な意見>

- 教育現場での外国人等の子供への日本語教育に加え、外国人の母語・母文化の 重要性の理解が必要
- 保護者が日本語を理解できないために子供の状況をフォローできない場合も多いので、学校と保護者の連携が必要
- 留学生にとっては、地域の国際交流団体が重要な居場所であり、地域との関わりが増えることで言葉の上達につながる
- 外国人を雇用する事業所と地域の日本語教室が連携することが望ましい
- ボランティアが中心となって担う日本語教室の安定的な運営のため、若い世代の参加が必要
- 日本語教室で学ぶ外国人のニーズに合わせ、進路指導などが行える人材が必要
- 外国人だけが頑張る・学ぶという意識から、外国人が地域にいるメリットを 日本人にも伝えることが重要

事例1:埼玉県「埼玉県日本語教育の推進に関する基本的な方針」

【基本的な方針に盛り込んだ内容】

<目次>

埼玉県日本語教育の推進に関する基本的な方針

第1章 日本語教育推進の基本的な方向

- 1 日本語教育推進の目的
- 2 県の責務
- 3 市町村・国際交流協会・事業主・NGO等の地域の日本語教育に携わる関係者との連携

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

- 1 県内における日本語教育の機会の拡充
- (1) 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育
- (2) 外国人留学生等に対する日本語教育
- (3) 外国人等である労働者等に対する日本語教育
- (4)地域における日本語教育
- 2 県民の理解と関心の増進
- 3 地域における日本語教育に携わる人材の発掘・育成
- (1) 日本語教育に携わる人材の発掘・育成
- (2) 日本語教育に携わる外国人材の掘り起こし
- 4 日本語教育に関する進捗・現状把握及び情報提供
- (1) 日本語教育に関する進捗・現状把握等
- (2) 日本語教育に関する情報の提供等

第3章 日本語教育の推進体制

第1章 日本語教育推進の基本的な方向

日本語教育推進の目的、県の責務、及び市町村・国際交流協会・事業主・ NGO等の地域の日本語教育に携わる関係者との連携について示す

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

外国人児童、外国人留学生、外国人労働者等を対象とした日本語教育機会の提供や地域日本語教育の充実による日本語教育機会の拡充、県民の外国人住民への理解と関心の増進、地域日本語教育に携わる人材の発掘・育成、日本語教育に関する進捗・現状把握及び情報提供といった、日本語教育の推進に係る具体的な内容について示す

第3章 日本語教育の推進体制

県の日本語教育の推進体制について示す



事例2:栃木県「栃木県日本語教育の推進に関する基本的な方針」

【概要】

令和2年6月 ~令和3年2月	日本語学習に関する調査 (県の多文化共生施策の一環)	
	調査報告、骨子案作成	
令和3年8月	第1回地域日本語教育連携調整会議	
	素案作成	
令和3年10月	第2回地域日本語教育連携調整会議	
	最終案作成、委員・市町・市町協会等への照会	
令和4年2月 (予定)	第3回地域日本語教育連携調整会議	
最終調整		
令和4年3月(予定)	栃木県における地域日本語教育の推進に関する基本的な方針策定	

<栃木県地域日本語教育連携調整会議委員>

学識経験を有する者(大学教員)	1名
地域日本語教育等に知見がある者	1名
市町•市町国際交流協会	3名
地域日本語教室支援者	1名
外国人を雇用する企業	1名
日本語学校	1名
外国人住民	2名

事例2:栃木県「栃木県日本語教育の推進に関する基本的な方針」

【基本的な方針に盛り込んだ内容】

<目次>

目 次
I 策定の趣旨・・・・・・1
Ⅱ これまでの取組・・・・・・・・1
Ⅲ 栃木県における地域日本語教育の現状と課題・・・・・・・・・2
1 市町・市町国際交流協会2
2 地域の日本語教室・・・・・・・・・3
3 日本語学校・日本語教育機関等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4 外国人を雇用している企業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5 外国人住民 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
o //m/cit.
IV 取組の方向性・・・・・・・・・・・・8
1 地域における日本語教育に従事する人材の充実・・・・・・・8
記載におりる日本語歌音に促争する人材の元美・・・・・・・ 外国人のニーズに合わせた教育機会及び内容の充実・・・・・・8
4 県民の理解と関心の増進・・・・・・・・・・・・・・・9
The body and the state of the s
V 各主体の責務と期待される役割・・・・・・・10
1 国10
2 県10
3 市町10
4 国際交流協会 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
5 地域の日本語教室・・・・・・・10
6 日本語学校・日本語教育機関等・・・・・・・10
7 企業等
8 県民・・・・・・・・・・・・・・・・・11
3 NIN
VI その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
1 推進体制 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
2 基本的な方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2 西平町/4万町の元回し 11

Iで策定の趣旨を明らかにし、Ⅱでこれまでの県の取組をまとめている。

Ⅲで令和2年度に県で行った調査の結果から、各分野における現状と課題の整理・まとめを行い、Ⅳで、これを踏まえた県の今後の取組の方向性を明らかにしている。

Vで、I~IVを踏まえ、今後の県内の日本語教育において、 国、県、市町、国際交流協会、地域の日本語教室、日本語学 校・日本語教育機関等、企業等、県民に期待される役割を示 している。また、VIでは、推進体制、見直しの方法を示して いる。



これからの人材戦略と企業の発展

日時

2022.1.28@13:30-16:00

実施方法

オンライン開催 テレビ会議ツール「Zoom」で配信致します 参加費

無料

対象者

外国人材の雇用をしている、検討している企業

13:30-13:35 主催者挨拶

13:35-14:25 話題提供

外国人材の受入れや活躍に関する環境整備やより良いコミュニケーションに関する ポイントについて、ご経験豊かな講師による話題提供。

- ・日本貿易振興機構(ジェトロ)福岡貿易情報センター 高度外国人材活躍推進コーディネーター 石井正光氏
- · 株式会社link design lab 代表取締役 長尾晴香氏

14:25-14:30 休憩

14:30-15:30 意見交換会(各分科会の詳細は「各分科会紹介」をご覧ください)

15:30-15:50全体の情報共有

15:50-16:00 全体総括

■ 各分科会紹介

参加者間の意見交換会は各分科会に分かれて、以下のテーマで意見交換、情報交換を行います。

● 30分経過後、分科会の移動は可能です

①教えて先輩!受入れ企業との対話

(これから外国人材を受入れ予定若しくは受け入れ間もない企業 のみが参加できます) 外国人材の受入れの整備、何からどう始め ればいいでしょうか。先に受入れをしている企業の担当者と講師 の石井氏も参加し、対話でそのヒントを探ります。

②外国人社員とよい関係を築くコミュニケーションのために

外国人材と一緒に働く中で「言葉の壁」「文化の壁」お互いに乗り越えなければならない場面が出てきます。協働の中でどのような日本語やコミュニケーションがよい関係につながるでしょうか。コミュニケーションの専門家も参加し、みなさんの経験からそのヒントを探ります。

③外国人社員のより良い生活を支えるために

外国人材を受入れでは、職業生活だけでなく日常生活のサポート も視野に入ってきます。宮崎県には様々な活用できる情報などが あります。企業への支援活動を行っている専門家も参加し、上手 な活用でより良い生活への支え方を探ります。

④すべての働く社員の異文化理解を高めるために

グローバル化に伴う異文化理解の能力は、外国人材を含め社員すべてに求められる能力となっています。講師の長尾氏も参加し、企業の発展のためにどのようにしたらお互いの異文化理解の能力を高められるのかを探ります。

参加申込



QRコードを読み取り、リンク先のフォームに入力してお申込みください。 1月24日 9申込み締切り・申込者には事前に参加URLを送信します。